

令和4年12月16日

保護者 様

甲佐町立乙女小学校  
校 長 金崎 健次

「新型コロナウイルスに関する出席停止及び臨時休業等の基準」の改定について

日頃から新型コロナウイルス感染拡大防止の取組にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。  
さて、熊本県の感染リスクレベル基準の改訂を踏まえ、学校の出席停止等の基準が改定されました。今回の3年生の学年閉鎖も、この基準に則り対応しました。

なお、出席停止の基準につきましては、今後も該当するような事由が生じた時は、速やかに乙女小学校（教頭：234-0078）へ連絡していただきますようお願いいたします。

また、学校では引き続き最大限の予防策をとっていきますが、ご家庭での感染防止につきましても、ご理解ご協力をよろしくお願ひします。

記

1 出席停止の基準・期間

	基 準	期 間
①	児童生徒等の感染が判明した場合	治癒するまで
②	児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して5日間
③	児童生徒等がPCR検査等を受けることが決定した場合（上記②の濃厚接触者に特定された者を除く）	陰性と判明するまでの期間
④	児童生徒等に発熱等の風邪症状や息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障がい等の症状がみられる場合（新型コロナウイルスワクチン接種に伴う副反応の場合も含む）	症状がみられなくなるまで
⑤	熊本県のリスクレベルのレベル 2 以上に該当する際、同居する家族に未診断の発熱等の風邪症状がみられる場合	同居の家族に症状がみられなくなるまで
⑥	新型コロナワクチンを接種する場合	校長が必要と認める期間
⑦	その他、校長が出席停止を必要と認める場合	校長が必要と認める期間

2 臨時休業等の基準・措置

	基 準	措 置
①	以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合 ア 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合 イ 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合 ウ その他、設置者（町）が必要と判断した場合	学級閉鎖（5日程度） ※乙女小の場合は「学年閉鎖」
②	複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染拡大の可能性が高い場合	学校全体の臨時休業